

北海道告示第 10509 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 29 年 10 月 23 日までに北海道空知総合振興局商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 29 年 6 月 23 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アシル砂川

砂川市東 1 条南 11 丁目 4 番 1 号外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

中道リース株式会社 代表取締役 関 寛

札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
株式会社道北アークス	代表取締役 六車 亮	旭川市流通団地 1 条 1 丁目 33 番地の 1	
有限会社リンケイ堂	代表取締役 林 勝幸	空知郡上砂川町字上砂川町 62 番地	ア
株式会社サッポロドラッグストア	代表取締役 富山 陸浩	札幌市北区太平 3 条 1 丁目 2 番 18 号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	
株式会社ゲオ	代表取締役 森原 哲也	愛知県春日井市如意申町 5 丁目 11 番地の 3	

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
株式会社道北アークス	代表取締役 六車 亮	旭川市流通団地 1 条 1 丁目 33 番地の 1	
株式会社サッポロドラッグストア	代表取締役 富山 浩樹	札幌市北区太平 3 条 1 丁目 2 番 18 号	イ
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	
株式会社ゲオホールディングス	代表取締役 遠藤 結蔵	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	ウ エ オ

(4) 変更の年月日

上記1 (3) ア 平成28年11月30日

上記1 (3) イ 平成27年5月14日

上記1 (3) ウ 平成23年11月1日 (名称)

上記1 (3) エ 平成23年11月1日 (代表者)

上記1 (3) オ 平成25年7月19日 (住所)

(5) 変更する理由

上記1 (3) ア 小売業者退店のため

上記1 (3) イ 代表者変更のため

上記1 (3) ウ 商号変更のため

上記1 (3) エ 代表者変更のため

上記1 (3) オ 本店移転のため

2 届出年月日

平成29年6月14日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年6月23日 (金) から同年10月23日 (月) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで